

岩手県告示第642号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

令和7年11月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人一秀会	宮城県栗原市金成末野台下31番地 1	居宅介護支援事業所シェスタプラン一関	一関市中里字新川原190番地13	令和7年7月31日